

『古文書紹介』

御領海部郡棚野村一件萬控帳から

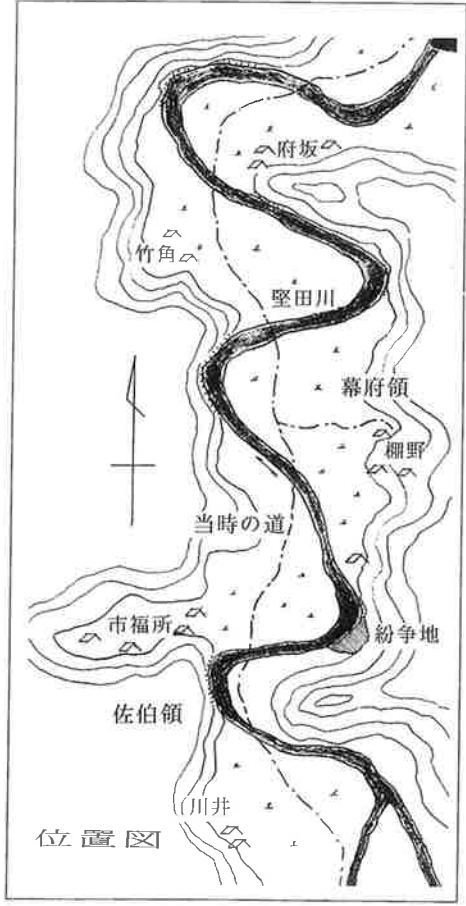
紹介者 林 寅 喜

『解説』

慶長六年（一六〇一）四月日田から二万石で入部した藩祖高政は、旧下堅田村のうち鷺山・江頭を除く全域と、青山村のうち棚野、それに弥生

町の床木を含む二千石を弟吉安に分知したが、寛永九年（一六三二）三代藩主擁立に当たり、窮地に立たされた吉安はこれを幕府に返上して旗本となった。これにより以後明治の廃藩置県まで御領（天領）として統治され、佐伯藩としては治外法権の土地となった。

紹介した萬控は、御領棚野村と私領（佐伯領）市福所村とに挟



まれた白木ヶ原という土地をめぐる境界争いについて、棚野村庄屋が残した文書の中から抜粋したもので、文化七年（二八一〇）棚野村から江戸表（幕府）に提出された控である。

紛争の原因は寛政二年（一七九〇）二月、市福所村が棚野村に断りなく白木ヶ原の野焼きをしたことに端を發したよう、それまでは両村共牛馬の繋留つなぎとめから薪や川普請の材料採取まで、相互に入会権を行使しながら円満に

暮らしていたが、前記の野焼き以後不仲となり、棚野村から再三の忠告にもかかわらず市福所村はこれを無視し続け、紛争はエスカレートして行った。

やがて文化年代に入り、棚野村はもとより府坂村や西野村・石打村までが側杖を喰って、市福所村と大越にあった狩野(草場)の入り会いを差し止められ、困った御領側は報復手段に訴えて奥村から搬出される林産物の川下げと、陸路を運ぶ農業生産物の御領内通行を差し止めるといった強硬策を取った。

窮地に立たされた佐伯藩は輸送路確保のため、市福所村から岸河内に抜ける凡そ五きの山道を、藩費を投じて自領内に開削しこれに充てたが、険しい山道のため転落事故が多かったという。(この項と前項は青山史考へ汐月三代吉著)参考)

佐伯藩の歴史の中で長期にわたり紛糾したとされる事件は、私の知る限りではこの件を含めて三件である。

二件目は上野村と大坂本村による井崎川を挟んだ村界争いで、貞享二年(一六八五)に端を発した紛争は、百三十四年後の文政二年(一八一九)まで続いている。(藩政資料)

三件目は浦代浦と四ヶ浦(小浦・竹野浦・色利・宮野浦)の間で起きた、間越網代はぎの漁業権をめぐる紛争で、文政四年(一八二二)から同十二年まで八年間続いている。(米水津村大庄屋文書)

以上三件を解読して感じたことは、どの件も同様藩は即決せず、双方の言い分を聞きまた言わせ、年月をかけて妥協点を見出し裁決していたようであるが、領民側としても当事者間で決着が付かない限り、上申はしなかったようである。

しかし、本件のように相手が幕府領となると藩としても迂闊に手が出せず、止むなく自費を投じて替え道を作らざるを得なくなったのかも知れない。

【附記】

この古文書は平成三年史談会主催の自主講座で勉強したものを、浦代古文書教室で昨年春、再度教材として採用しました。

文化二年八月廿八日市福所村書付左之通

是ハ江戸表佐伯御屋敷ニ而茂差出し置候
乍恐以書付奉願上候

御預所棚野村与御私領市福所村之儀者

古来より川境二御座候 棚野村之儀者杭柴

薪等少具 用水井堰川除普請入用杭

柴並薪木迄 前々より市福所村内山二入會に伐

来り申候 其替り棚野村字名白木ヶ原与申

処者 市福所村茂人家近ク御座候而 前方ハ牛馬

杯野津奈ぎ為致候得共 近年者市福所村より

右杭柴薪等 入會ニ為伐不申候二付 其砌より棚野村

白木ヶ原者 牛馬野津奈ぎ為致不申候 棚野村者

井堰川除入用之手当ニ 白木ヶ原より自山野統ニ

杉雜木植立候而 井堰川除取繕入用諸木二仕

候処 廿二年前戊午二月八日二市福所村より 右植立之

如御下ニ奉承戊午二月八日市福所村右植立之

文化二年丑八月差上申候書付左之通

是ハ江戸表佐伯御屋敷ニ而茂差出し置候
乍恐以書付奉願上候

御預所棚野村与御私領市福所村之儀者

古来より川境二御座候 棚野村之儀者杭柴

薪等少具 用水井堰川除普請入用杭

柴並薪木迄 前々より市福所村内山二入會に伐

来り申候 其替り棚野村字名白木ヶ原与申

処者 市福所村茂人家近ク御座候而 前方ハ牛馬

杯野津奈ぎ為致候得共 近年者市福所村より

右杭柴薪等 入會ニ為伐不申候二付 其砌より棚野村

白木ヶ原者 牛馬野津奈ぎ為致不申候 棚野村者

井堰川除入用之手当ニ 白木ヶ原より自山野統ニ

杉雜木植立候而 井堰川除取繕入用諸木二仕

候処 廿二年前戊午二月八日二市福所村より 右植立之

川除ハ治水工事や川普請のこと

入會ハ一定地域の住民が決められた山林原野に入り、薪採な
ど採取すること

此等伏打打能烈烈爰法求燒くく一既
棚野村人家茂無寬束御座候を 村方居合候者
不殘馳着 漸消留申候 尤其砌り市福所村より
心得違之旨度々断申參り候得共 向後二至り候而
茂 右躰之儀御座候而ハ 棚野村人家無寬束奉
存候二付 右白木ヶ平野山下川邊り砂洗寄之
原地少し御座候二付 御見分之上御年貢も
上納仕 芋作二而茂植付仕度 其砌り開免御願申
上候処 去ル戌年御役所より両度御見分被遊候而
御公儀様江御伺被遊候上者 江戸表より右之
御下知被仰付候迄者 両村共右場所江立
入申間敷段 嚴重二被仰付奉畏 其以來
棚野村者堅相守居候得共 市福所村よりハ折々
入込 竹木杯伐荒申候故 見付次第諸道具
入込竹木杯伐荒申候中申候申候申候申候

折節Ⅱ その時々・その場合場合

本庄村古寺中比呂文右新古村火比 候身
 比佛所 御座候得共 去ル午四月十日御私領堅
 田村組大庄屋差因与申 市福所・川井・黒沢・谷川
 山口右五ヶ村之者共 七百人余り徒黨仕 棚野村
 白木ヶ平より植立之井堰山諸木 又々理不尽二
 伐荒候二付 村方居合セ候者馳着差留申候
 其砌井堰川除繕之用木伐荒候二付 御私
 領奥村々より之川下ヶ物差留 及爭論候処同年
 午九月御呼出し二而被仰付候者 右場所へ御私
 領内者二ハ
 御公儀様より御下知被仰付有之迄 決而不
 埒為致間敷候得者 下川ヶ物差通し可申候 自然
 此以後二而も理不尽之儀有之候ハバ 其節者勝
 手次第方被申下之由重宣 候身比付

等差押取置申候 且又右躰二両村共被仰付
 候場所二御座候得共 去ル午四月十日御私領堅
 田村組大庄屋差因与申 市福所・川井・黒沢・谷川
 山口右五ヶ村之者共 七百人余り徒黨仕 棚野村
 白木ヶ平より植立之井堰山諸木 又々理不尽二
 伐荒候二付 村方居合セ候者馳着差留申候
 其砌井堰川除繕之用木伐荒候二付 御私
 領奥村々より之川下ヶ物差留 及爭論候処同年
 午九月御呼出し二而被仰付候者 右場所へ御私
 領内者二ハ
 御公儀様より御下知被仰付有之迄 決而不
 埒為致間敷候得者 下川ヶ物差通し可申候 自然
 此以後二而も理不尽之儀有之候ハバ 其節者勝
 手次第方被申下之由重宣 候身比付
 川下ヶ物 木材や薪等筏に組み、また上に乗せて川下に運ぶこと

柵野村儀者急度奉畏候得共 市福所村者無其
 儀折々竹木伐取 理不尽之儀も度々御座候
 得共 用捨仕置候処二 去ル丑二月十三日十六日 右
 場所へ市福所村より 夜分二兩度火越付候者 謹二見
 付候得共 風吹二而人家無覚束御座候故 取
 逃し申候 勿論右野原二而夜分二火ヲ付候而ハ
 人家恐敷奉存 白木ヶ原山下川邊砂た満り
 之間 開發仕度御願可申段 組頭百姓代ヲ以
 庄屋方へ申出候得共 其砌り者庄屋手前より 嚴敷
 被差留候二付 無是非差控申候 然処同年四月
 廿一日之夜八ツ時頃 白木ヶ原平井堰山騒ケ敷相聞
 候二付 村方起會候者五・七人馳着見候得者 植立
 の諸木焼残候分悉伐荒居候ヲ 漸式人捕へ
 市福所村庄屋方へ相届ケ候而 同廿三日

御役所江御届ケ申上候 尚又有鉢之口上書差出

候処 被仰付候二付同四月廿四日 委細書付ヲ

以御願申上候得共 其以来御下知被仰渡茂

無御座候得者 自然此上伐可らし置候諸木

ハ勿論 右山二火ヲ付候二お為てハ 棚野村人家無

覚束歎ケ敷奉存候二付 午九月被仰付

候通り 理不尽等有之節者勝手次第第二可致

様 被仰付茂御座候得者 其節無是悲

惣百姓孰談之上 同六月二日棚野村白木ケ

原山下川邊リ砂た満リ之場所 小々堀開

仕 粟胡麻之類植付仕候 右二付六月十二日

同廿一日惣百姓ヲ御役所へ不残御呼出し二而

右堀開キ之植付物取崩し 荒可申様被

仰付候得共 去ル戌年午午迄茂御載許

御役所江御届ケ申上候 尚又有鉢之口上書差出

候処 被仰付候二付同四月廿四日 委細書付ヲ

以御願申上候得共 其以来御下知被仰渡茂

無御座候得者 自然此上伐可らし置候諸木

ハ勿論 右山二火ヲ付候二お為てハ 棚野村人家無

覚束歎ケ敷奉存候二付 午九月被仰付

候通り 理不尽等有之節者勝手次第第二可致

様 被仰付茂御座候得者 其節無是悲

惣百姓孰談之上 同六月二日棚野村白木ケ

原山下川邊リ砂た満リ之場所 小々堀開

仕 粟胡麻之類植付仕候 右二付六月十二日

同廿一日惣百姓ヲ御役所へ不残御呼出し二而

右堀開キ之植付物取崩し 荒可申様被

仰付候得共 去ル戌年午午迄茂御載許

右 侍有之迄ハ 御私領内より者右場
 所江者 向後老人茂手指等不埒成義為致
 間敷与 度々嚴重ニ被仰付候得共 一向
 無其儀市福所村よりハ度々火ヲ付 植立之諸
 木理不尽ニ伐荒候ニ付 以来火之元第一 棚野村
 人家茂氣ケ敷奉存候ニ付 此度植付之
 作物右鉢ニ而取崩し荒候義 何分歎ケ敷
 奉存 無據御願申上候間 何卒御慈悲ヲ以
 右之場所御年貢見取ニ被仰付 己来
 市福所村より右白木ケ原江立入 理不尽之儀
 不仕様 被仰付被下置候ハバ 小村困窮之
 百姓一同相助リ 偏難有仕合ニ奉存候 尚又
 委細御尋之節 乍恐口上ニ而可申上候以上
 委細御尋之節 常々思召上申上候以上

文化七年午六月

文化七年午六月

氣ケ敷ニ息がつまる・切ない

見取ニ毎年出来方を検見して年貢を取る

右之通江戶御屋敷中之口御役所へ差出し
委細之義茂口上ニ而申上置候
重相ノ身寄トシテトシセシ

右之通江戶御屋敷中之口御役所へ差出し
委細之義茂口上ニ而申上置候

「表紙解説」

日本一豊後二見ヶ浦の大注連縄しめなわ

大分県南海部郡上浦町浅海井の「豊後二見ヶ浦」の男岩と女岩とにかかっている大注連縄は、長さが六十五メートル、最大直径七十釐、重さが二トある。(一九九四年ギネスブック掲載)日本一で上浦町のそして日豊海岸国定公園のシンボルとして有名になった。

この注連縄は昭和四十四年、町内の草野球チーム「上浦ファイターズ」のメンバーが観光PRにと始めた。昭和五十二年から上浦町商工会が町の委託を受けて続けている。以前は直川村・野津町等までワラを取りに行っていたが、平成七年から姉妹町である萩町より前日にトラック(四ト車)でワラを搬入してもらい、毎年十二月の第二日曜日に注連縄を作り、夫婦岩に掛け替える。萩町との交流事業として、萩町と上浦町の小学生による「もちつき」と「しめ縄張替に挑戦」の行事も行う。

新春には東雲中学校裏や国道二一七号から、男岩と女岩の間から昇る初日の出の参拝客でにぎわう。平成六年度より年末年始(今年は十二月二十四日より一月四日)に夜間ライトアップが行われており、時間は十八時三十分より二十時三時まで、大晦日はオールナイトで午前七時まで行う。初日の出の参拝者には上浦町商工会青年部より、甘酒・ぜんざいの無料配布(二月一日の午前六時頃より)を行う。駐車場は東雲小中学校グラウンド、中央公民館、マリノポリス記念公園等がある。今回は二〇〇〇年記念として行事が行われた。

今年のしめ縄張り替は、十二月十二日(日)午前八時より約二百五十名が参加し、午後二時に完成し神事の後張り替え始め、四時には終了した。

解説と写真提供 山本正直

71頁に夜景写真掲載